

四日市市選管告示第 8 1 号

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）の規定による直接請求、市町村の合併の特例に関する法律（平成 1 6 年法律第 5 9 号）の規定による合併協議会設置の請求及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 3 1 年法律第 1 6 2 号）の規定による解職請求に必要な選挙権を有する者の数は、次のとおりである。

令和元年四日市市選管告示第 7 9 号は、廃止する。

令和元年 1 2 月 2 日

四日市市選挙管理委員会

委員長 渡邊 八尋

- 1 地方自治法第 7 4 条第 1 項及び同法第 7 5 条第 1 項並びに市町村の合併の特例等に関する法律第 4 条第 1 項及び同法第 5 条第 1 項に規定する選挙権を有する者の総数の 5 0 分の 1 の数

5, 0 9 6

- 2 市町村の合併の特例に関する法律第 4 条第 1 1 項及び同法第 5 条第 1 5 項に規定する選挙権を有する者の総数の 6 分の 1 の数

4 2, 4 6 6

- 3 地方自治法第 7 6 条第 1 項、同法第 8 0 条第 1 項、同法第 8 1 条第 1 項及び同法第 8 6 条第 1 項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 8 条第 1 項に規定する選挙権を有する者の総数の 3 分の 1 の数

8 4, 9 3 1

(選挙管理委員会事務局)